

第 1 9 号 議 案

令和 7 年 3 月 1 9 日

教育長専決事項に関する規程の一部改正について

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、
教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令

教育長専決事項に関する規程（昭和５７年教委訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、第１２号」を「及び第１２号」に改め、同条第４号を削る。

附 則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

教育長専決事項に関する規程新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条 府中町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条各号に規定する事項のうち、第6号、第7号、第11号、<u>第12号</u>に掲げる事務については、次の各号に掲げるものを除き、専決することができる。 (1) ～ (3) [略] (4) <u>重要な表彰並びに儀式、行事の主催及び共催の計画に関すること。</u> 第1条の2・第2条 [略]	第1条 府中町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条各号に規定する事項のうち、第6号、第7号、第11号<u>及び第12号</u>に掲げる事務については、次の各号に掲げるものを除き、専決することができる。 (1) ～ (3) [略] 第1条の2・第2条 [略]